

条 例 議 案 の 概 要

—令和5年4月臨時会—

目 次

- 議案第 59 号 専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・ 1
 (盛岡市市税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 60 号 専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・ 18
 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例)

議案第59号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 211回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置について、適用期間を 3 年延長し、令和 9 年度までとする。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を 3 年延長し、令和 8 年度までとする。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たす家屋のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った家屋に係る翌年度の固定資産税額を減額する地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が創設されたことに伴い、減額割合を 2 分の 1 とするほか、申告手続について定めるもの。

(3) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税の環境性能割について、税率を 1 % 軽減する特例措置の適用期間が終了したことに伴い、規定の整備をするもの。

イ 軽自動車税の種別割について、電気自動車等及び一定の環境性能を有する営業用の乗用軽自動車の新規登録の翌年度に限り、軽減税率を適用する期間を 3 年又は 2 年延長する。

区分		標準税率	75%軽減※1	50%軽減※2	25%軽減※3
		延長期間	R8. 3. 31まで		R7. 3. 31まで
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
乗用	自家用	10,800円	2,700円	—	—
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
貨物	自家用	5,000円	1,300円	—	—
	営業用	3,800円	1,000円	—	—

※1：75%軽減対象：電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車）

※2：50%軽減対象：令和12年度基準エネルギー消費効率90%以上達成の営業用乗用車

※3：25%軽減対象：令和12年度基準エネルギー消費効率70%以上達成の営業用乗用車

(4) 国民健康保険税関係

ア 後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の20万円から22万円とし、国民健康保険税全体としての課税限度額を次表のとおり、102万円から104万円に引き上げる。

区 分	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	<u>22万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
課税限度額	102万円	<u>104万円</u>

イ 低所得者世帯の軽減措置として用いる判定所得は、5割軽減に使われる28.5万円を29万円に、2割軽減に使われる52万円を53.5万円にそれぞれ引き上げる。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+28.5万円×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ <u>29万円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+52万円×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ <u>53.5万円</u> ×被保険者数

(5) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>
<p>改正 略 令和5年3月31日条例第14号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市市税条例</p>	<p>盛岡市市税条例</p>
<p>目次及び第1条から第45条まで 略</p>	<p>目次及び第1条から第45条まで 略</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第45条の2 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第45条の2 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>第45条の2の2から第45条の4の6まで 略</p>	<p>第45条の2の2から第45条の4の6まで 略</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p>
<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>5 法第321条の8第34項の申告書(同条第33項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第34項の申告書(同条第33項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税</p>	<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税</p>

改正後	改正前
<p>を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p>	<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p>
<p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>
<p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>	<p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>
<p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>	<p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p>
<p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p>	<p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p>
<p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p>
<p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人税割に係る不足税額の納付の手續)</p>	<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人税割に係る不足税額の納付の手續)</p>
<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>	<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>
<p>第45条の7から第89条まで 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p>	<p>第45条の7から第89条まで 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p>
<p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による</p>	<p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による</p>

改正後	改正前																
<p>納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申請書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p>	<p>納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申請書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>1月及び2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月及び5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月及び8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月及び11月</td> <td>12月</td> </tr> </table>	1月及び2月	3月	4月及び5月	6月	7月及び8月	9月	10月及び11月	12月	<table border="1"> <tr> <td>1月及び2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月及び5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月及び8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月及び11月</td> <td>12月</td> </tr> </table>	1月及び2月	3月	4月及び5月	6月	7月及び8月	9月	10月及び11月	12月
1月及び2月	3月																
4月及び5月	6月																
7月及び8月	9月																
10月及び11月	12月																
1月及び2月	3月																
4月及び5月	6月																
7月及び8月	9月																
10月及び11月	12月																
<p>3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>																
<p>4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。</p>	<p>4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。</p>																
<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>																
<p>第91条から第92条の2まで 略 （たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p>	<p>第91条から第92条の2まで 略 （たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p>																
<p>第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>																
<p>2 前項の場合には、その不足税額に第90条第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合には、その不足税額に第90条第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>																
<p>第94条から第138条まで 略 （保険税の課税額）</p>	<p>第94条から第138条まで 略 （保険税の課税額）</p>																
<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>																

改正後	改正前
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>
<p>第140条から第146条の2まで 略 （特例対象被保険者等に係る申告）</p>	<p>第140条から第146条の2まで 略 （特例対象被保険者等に係る申告）</p>
<p>第146条の2の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第146条の2の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。</p>
<p>第146条の3から第146条の10まで 略 （保険税の減額）</p>	<p>第146条の3から第146条の10まで 略 （保険税の減額）</p>
<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p>
<p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p>	<p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>

改正後	改正前
者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,340円	者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,340円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,240円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,240円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正後	改正前
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p>
<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p>	<p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p>
<p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p>	<p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p>
<p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p>	<p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p>
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p>	<p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p>
<p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p>	<p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p>
<p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p>	<p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>
<p>第147条の2から第150条まで 略</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条から第5条の6まで 略</p>	<p>第1条から第5条の6まで 略</p>
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。</p>
<p>第7条 略</p> <p>(読替規定)</p>	<p>第7条 略</p> <p>(読替規定)</p>
<p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349</p>	<p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349</p>

改正後	改正前
<p>条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくはは第63条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、5分の4とする。</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第28項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条の9の3第1項に規定する割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>第7条の3から第7条の9まで 略</p>	<p>条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくはは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、5分の4とする。</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第29項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第<u>64条</u>に規定する割合は、<u>零</u>とする。</p> <p>第7条の3から第7条の9まで 略</p>
<p><u>(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p> <p>第7条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 当該工事が完了した年月日</p> <p>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>	<p>第7条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>

改正後	改正前
<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別の別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>第7条の11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別の別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>第8条から第12条の2まで 略</p>	<p>第8条から第12条の2まで 略</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第12条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p>2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の5の規定により読み替えられた第74条の5第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>	<p>第12条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p>2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の6の規定により読み替えられた第74条の5第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>
<p>第12条の4 市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p>	<p>第12条の5 市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p>

改正後	改正前																														
(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)	(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)																														
第12条の5 第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)	第12条の6 第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)																														
第12条の6 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	第12条の7 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)																														
第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1"> <tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr> <tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr> <tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<table border="1"> <tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr> <tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr> <tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2												
第1号	100分の1	100分の0.5																													
第2号	100分の2	100分の1																													
第3号	100分の3	100分の2																													
第1号	100分の1	100分の0.5																													
第2号	100分の2	100分の1																													
第3号	100分の3	100分の2																													
2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。	2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。																														
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)																														
第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	1万800円	1万2,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	1万800円	1万2,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	1万800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	1万800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	1万800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	1万800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円	<table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円																								
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																													
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																													

改正後	改正前												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>		6,900円	5,200円		1万800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
	6,900円	5,200円											
	1万800円	8,100円											
	3,800円	2,900円											
	5,000円	3,800円											
	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、 、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)の表中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、 、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)の表中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>												
<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>												
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p>												
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>												
<p>第14条から第15条の2まで 略 （読替規定）</p>	<p>第14条から第15条の2まで 略 （読替規定）</p>												
<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで若しくは第35項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又</p>	<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又</p>												

改正後	改正前
<p>は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>第16条から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第16条から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第22条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>	<p>第22条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>第23条から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p>	<p>第23条から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p>
<p>第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)&及び山林所得金額」と、「同項に」とあるのは「法第703条の5第1項に」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第147条第1項の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)&及び山林所得金額」と、「同項に」とあるのは「法第703条の5第1項に」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第140条及び第147条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>第34条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>第34条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>第35条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>第35条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p>第36条から第41条まで 略</p>	<p>第36条から第41条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（令和5年条例第14号）</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p>（固定資産税に関する経過措置）</p>	
<p>2 次項に定めるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中国固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>	
<p>（軽自動車税に関する経過措置）</p>	
<p>4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の盛岡市市税条例附則第12条の3及び第13条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p>	
<p>5 新条例附則第13条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	
<p>（国民健康保険税に関する経過措置）</p>	
<p>6 新条例の規定中国国民健康保険税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税</p>	

改正後	改正前
については、なお従前の例による。	

保健福祉部 障がい福祉課

子ども未来部 子ども青少年課

子育てあんしん課

議案第60号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）等の改正に伴い、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 一部改正した条例

- (1) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
 - (2) 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）
 - (3) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）
 - (4) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）
 - (5) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）
 - (6) 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第15号）
 - (7) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）
- ※ (1)から(6)は子ども未来部所管、(7)は保健福祉部所管の条例。

3 改正の内容

- (1) 民法等における懲戒に係る権限の廃止に伴い、懲戒権に関する規定を削除するもの。（2の(1)、(2)、(3)、(4)、(7)の関係）
- (2) 児童福祉施設等について、児童等の安全の確保を図るため、次の事項を義務付ける規定を設けるもの。（2の(1)、(3)、(5)、(7)の関係）
 - ア 安全計画（児童等の安全確保のための取組に関する年間スケジュール）を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に当該安全計画の見直しを行うこと。

- イ 児童等の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- (3) 児童福祉施設等について、児童等の移動等のために自動車を運行する際に、点呼等による児童等の所在確認の実施等を、次のとおり義務付ける規定を設けるもの。(2の(1)、(3)、(5)、(6)、(7)の関係)
- ア 児童等の通園等や園外活動等のために自動車を運行する場合、児童等の自動車への乗車及び降車の際に、点呼等による児童等の所在確認を行うこと。
- イ 通園バスを保有する場合は、通園バスに所在確認のための安全装置(ブザーその他の車内の児童等の見落としを防止する装置)を装備し、当該装置を用いて、児童等の所在確認を行うこと。ただし、令和5年度末までの猶予期間を設けるもの。(5を除く。)
- (4) 保育所等に児童発達支援事業所等の他の社会福祉施設を併設する場合に、利用児童(又は障害児)の保育(又は支援)に支障がない場合に限って、保育室等の設備や保育士等の人員の一部を共用できることとする規定を設けるもの。(2の(1)、(2)、(3)、(7)の関係)
- (5) 児童福祉施設等について、業務継続計画の策定等に関し、次のとおり努力義務として求める規定を設けるもの。(2の(1)、(2)、(3)、(5)の関係)
- ア 業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- イ 業務継続計画に基づく取組や、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止についての研修・訓練を実施すること。
- (6) 保育所における乳児を4名以上入所させる場合に限って看護師等(保健師、看護師又は准看護師)を1名に限り保育士とみなすことができる規定について、次の要件を満たす場合は、入所する乳児が3名以下の場合であっても、看護師等を1名に限り保育士とみなすことができることとし、認定こども園についても同様の規定を設けるもの。(2の(1)、(2)、(6)の関係)
- ア 子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置すること。
- イ 看護師等が保育を行うに当たって当該保育所等の保育士(保育教諭)による支援を受けることができる体制を確保すること。

4 施行期日

令和5年4月1日(「3 改正の内容」の(1)については公布の日(令和5年3月31日))

【第1条】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p>	<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p>
<p>改正 略 令和5年3月31日条例第13号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第11条まで 略</p>	<p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第11条まで 略 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第12条 削除</p>	<p>第12条 児童福祉施設の長は、入所している児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定に基づき懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>第13条から第41条まで 略</p>	<p>第13条から第41条まで 略</p>
<p>附 則 略 附 則 (令和5年条例第13号抄)</p>	<p>附 則 略</p>
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

改正後	改正前
<p>3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所者の要望等を勘案し、清潔を保持することができるよう入所者を適切に入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。</p>	<p>3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所者の要望等を勘案し、清潔を保持することができるよう入所者を適切に入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。</p>
<p>4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 （食事の提供）</p>	<p>4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 （食事の提供）</p>
<p>第14条 児童福祉施設 において入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定に基づき当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>	<p>第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定に基づき当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>
<p>2 児童福祉施設において入所者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p>	<p>2 児童福祉施設において入所者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p>
<p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好（し）好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好（し）好を考慮したものでなければならない。</p>
<p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。</p>	<p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。</p>
<p>5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	<p>5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>
<p>第15条から第34条まで 略 （職員の配置）</p>	<p>第15条から第34条まで 略 （職員の配置）</p>
<p>第35条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第35条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を第三者に委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。</p>	<p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。</p>
<p>第36条から第41条まで 略 附 則 （施行期日）</p>	<p>第36条から第41条まで 略 附 則 （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築に着手していたものを含む。）における第33条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほふく室においては3.3平方メートル以上」とする。ただし、この条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。</p>	<p>2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築に着手していたものを含む。）における第33条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほふく室においては3.3平方メートル以上」とする。ただし、この条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。</p>
<p>3 第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該算定に係る保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って保育士とみなすことができる。ただし、入所している乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>3 4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該 保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。</p>
<p>附 則 略 附 則（令和5年条例第13号抄） （施行期日）</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例</p>	

改正後	改正前
<p>第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（安全計画の策定等に係る経過措置）</u></p>	
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の盛岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定を母子生活支援施設に適用する場合においては、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。</p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）</u></p>	
<p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、保育所は、第2条の規定による改正後の盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第6条の3第2項に規定する自動車に同項に規定する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</p>	

【第3条】盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号 改正 略 令和5年3月31日条例第13号 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第14条まで 略 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)			○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号 改正 略 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第14条まで 略 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)		
第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、 第11条 、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第7号、第34条(後段を除く。) 並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第7号、第34条(後段を除く。) 並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)	第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)	第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の	第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定こども園	第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定こども園
第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児	第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児
第10条	又は入所	又は入園	第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所している児童	園児	第11条	入所している児童	園児
	当該児童	当該園児		当該児童	当該園児
第14条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児	第14条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第2項において読み替え		第9条	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第2項において読み替え
			第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長(以下「園長」という。)
				入所している児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	児童福祉法第47条第3項
				その児童	園児

改正後			改正前		
		て準用する第9条			て準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第18条	入所者	園児	第18条	入所者	園児
第19条第1項	援助	教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援	第19条第1項	援助	教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	入所者	園児		入所者	園児
第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について	第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について
第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第33条第7号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物	第33条第7号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第33条第7号イ	施設又は設備	設備	第33条第7号イ	施設又は設備	設備
第33条第7号ウ	施設及び設備	設備	第33条第7号ウ	施設及び設備	設備
第33条第7号カ	乳幼児	園児	第33条第7号カ	乳幼児	園児
第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項	第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児		幼児	園児
	乳幼児	園児		乳幼児	園児
第38条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長	第38条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は、その運営上必要と認められる場合」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「必要に応じ、当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

第16条 略

附 則 略

附 則 (令和5年条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3

改正後	改正前
<p>条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

【第4条】盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号	○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号
改正 略 令和5年3月31日条例第13号	改正 略
盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第5条まで 略 (職員の配置)	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第5条まで 略 (職員の配置)
第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。
2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。	2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。
(1) 4歳以上の園児 おおむね30人につき1人	(1) 4歳以上の園児 おおむね30人につき1人
(2) 3歳以上4歳未満の園児 おおむね20人につき1人	(2) 3歳以上4歳未満の園児 おおむね20人につき1人
(3) 1歳以上3歳未満の園児 おおむね6人につき1人	(3) 1歳以上3歳未満の園児 おおむね6人につき1人
(4) 1歳未満の園児 おおむね3人につき1人	(4) 1歳未満の園児 おおむね3人につき1人
4 前項の園児の教育及び保育に直接従事する職員とは、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事するものをいう。	4 前項の園児の教育及び保育に直接従事する職員とは、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事するものをいう。
5 第3項の規定にかかわらず、4歳以上の園児及び3歳以上4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数がこれらの園児の学級数を下る場合は、当該学級数に相当する数を当該職員の数とする。	5 第3項の規定にかかわらず、4歳以上の園児及び3歳以上4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数がこれらの園児の学級数を下る場合は、当該学級数に相当する数を当該職員の数とする。
6 園長が専任でない場合は、第3項の規定にかかわらず、原則として同項の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に1人を加えるものとする。	6 園長が専任でない場合は、第3項の規定にかかわらず、原則として同項の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に1人を加えるものとする。
7 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第56号)第34条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定に基づき、調理業務の全部を第三者に委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。	7 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第56号)第34条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定に基づき、調理業務の全部を第三者に委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。	8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
(1) 副園長又は教頭	(1) 副園長又は教頭
(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
(3) 事務職員	(3) 事務職員
第7条から第14条まで 略 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)	第7条から第14条まで 略 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)
第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第7号、第34条(後段を除く。))並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、 第11条 、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第7号、第34条(後段を除く。))並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定
読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える字句	読み替える字句
第4条第1項	第4条第1項
設備運営基準	設備運営基準
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

改正後			改正前		
		供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)			供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)	第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の	第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園	第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園
第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児	第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児
第10条	又は入所	又は入園	第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所している児童 当該児童	園児 当該園児	第11条	入所している児童 当該児童	園児 当該園児
第12条第1項	入所者に対する支援の提供 及び	園児の教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。) 並びに			
第14条第1項	入所者 第9条 社会福祉施設	保育を必要とする子どもに該当する園児 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第2項において読み替えて準用する第9条 学校、社会福祉施設等	第14条第1項	入所者 第9条 社会福祉施設	保育を必要とする子どもに該当する園児 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第2項において読み替えて準用する第9条 学校、社会福祉施設等
第18条	入所者	園児	第18条	入所者	園児
第19条第1項	援助 入所者	教育及び保育 並びに子育ての支援 園児	第19条第1項	援助 入所者	教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。) 並びに子育ての支援 園児
第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について	第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について
第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第33条第7号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。) 又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物	第33条第7号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。) 又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第33条第7号イ	施設又は設備	設備	第33条第7号イ	施設又は設備	設備
第33条第7号ウ	施設及び設備	設備	第33条第7号ウ	施設及び設備	設備
第33条第7号カ	乳幼児	園児	第33条第7号カ	乳幼児	園児

改正後			改正前		
第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項	第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児		幼児	園児
	乳幼児	園児		乳幼児	園児
第38条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長	第38条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は、その運営上必要と認められる場合」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「必要に応じ、当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「必要に応じ、当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」とと読み替えるものとする。

第16条 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）
- 施行日から起算して5年間は、第6条第3項から第6項までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。
- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）
- 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第6条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
- 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	-----------	---------

第16条 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）
- 施行日から起算して5年間は、第6条第3項から第6項までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。
- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）
- 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第6条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
- 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	-----------	---------

改正後			改正前																										
規定			規定																										
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を満たす	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える	第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を満たす	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える																								
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
第8条第6項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに2歳以上の園児数を乗じて得た面積	乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。	第8条第6項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに2歳以上の園児数を乗じて得た面積	乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。																								

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例						
第7条第6項	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級</td> <td>320平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級	320平方メートル	(1) 3歳以上の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級	320平方メートル							

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例						
第7条第6項	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級</td> <td>320平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級	320平方メートル	(1) 3歳以上の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級	320平方メートル							

改正後		改正前														
	級以上 $+100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル		級以上 $+100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル													
第7条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 \text{平方メートル} + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{平方メートル}$</td> </tr> <tr> <td>3学级以上</td> <td>$400 \text{平方メートル} + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{平方メートル}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 \text{平方メートル} + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{平方メートル}$	3学级以上	$400 \text{平方メートル} + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{平方メートル}$	<p>(1) 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>第7条第7項</p> <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 \text{平方メートル} + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{平方メートル}$</td> </tr> <tr> <td>3学级以上</td> <td>$400 \text{平方メートル} + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{平方メートル}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 \text{平方メートル} + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{平方メートル}$	3学级以上	$400 \text{平方メートル} + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{平方メートル}$	<p>(1) 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積															
2学級以下	$330 \text{平方メートル} + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{平方メートル}$															
3学级以上	$400 \text{平方メートル} + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{平方メートル}$															
学級数	面積															
2学級以下	$330 \text{平方メートル} + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{平方メートル}$															
3学级以上	$400 \text{平方メートル} + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{平方メートル}$															

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号ア又はイに掲げる面積のうちいずれか大きい面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

8 第6条第4項に規定する職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に規定する職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 第8項の場合において、当該看護師等の数は、第6条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則 (令和5年条例第13号抄)
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条

改正後	改正前
<p>第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

【第5条】盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号</p>	<p>○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号</p>
<p>改正 略 令和5年3月31日条例第13号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第6条まで 略 (保育所等との連携)</p>	<p>盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第6条まで 略 (保育所等との連携)</p>
<p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する保育の適切な提供に必要な相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際し、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する保育の適切な提供に必要な相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際し、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>第8条 略 (安全計画の策定等)</p>	<p>第8条 略</p>
<p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、<u>家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所以外の場所での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、<u>前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、<u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 家庭的保育事業者等は、<u>定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じで安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車運行する場合の所在の確認)</p>	<p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、<u>家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所以外の場所での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、<u>前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、<u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 家庭的保育事業者等は、<u>定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じで安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車運行する場合の所在の確認)</p>
<p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所以外の場所での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために<u>自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、利用乳幼児の降車の際に、当該装置を用いて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>	<p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所以外の場所での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために<u>自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、利用乳幼児の降車の際に、当該装置を用いて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>
<p>第9条及び第10条 略</p>	<p>第9条及び第10条 略</p>

改正後	改正前
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部は、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員がこれを兼ねることができる。</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部は、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員がこれを兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>
<p>第12条及び第13条 略</p>	<p>第12条及び第13条 略</p>
<p>第14条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定に基づき懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、家庭的保育事業所等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に必要医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症の発生の予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に必要医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p>第16条から第51条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和5年条例第13号抄)</p>	<p>第16条から第51条まで 略</p> <p>附 則 略</p>
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条例第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定(「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。)、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定(「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。)、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>6 施行日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第2条第2項第</p>	

改正後	改正前
<p>2号に規定する家庭的保育事業者等（同条例第7条に規定する居宅訪問型保育事業者を除く。）は、同条例第8条の3第2項に規定する自動車に同項に規定する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>○盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第35号</p>	<p>○盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第35号</p>
<p>改正 略 令和5年3月31日条例第13号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例</p>	<p>盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第3条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第3条）</p>
<p>第2章 特定教育・保育施設の運営の基準</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設の運営の基準</p>
<p>第1節 利用定員の基準（第4条）</p>	<p>第1節 利用定員の基準（第4条）</p>
<p>第2節 運営の基準（第5条～第33条）</p>	<p>第2節 運営の基準（第5条～第34条）</p>
<p>第3節 特例施設型給付費の基準（第34条・第35条）</p>	<p>第3節 特例施設型給付費の基準（第35条・第36条）</p>
<p>第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準</p>	<p>第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準</p>
<p>第1節 利用定員の基準（第36条）</p>	<p>第1節 利用定員の基準（第37条）</p>
<p>第2節 運営の基準（第37条～第49条）</p>	<p>第2節 運営の基準（第38条～第50条）</p>
<p>第3節 特例地域型保育給付費の基準（第50条・第51条）</p>	<p>第3節 特例地域型保育給付費の基準（第51条・第52条）</p>
<p>第4章 雑則（第52条）</p>	<p>第4章 雑則（第53条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条から第3条まで 略</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p>
<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、20人以上とする。</p>	<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、20人以上とする。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、1歳未満の小学校就学前子ども及び1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、1歳未満の小学校就学前子ども及び1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>(1) 認定こども園 法第19条 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(2) 幼稚園 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(3) 保育所 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>(提供拒否の禁止等)</p>	<p>(提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 特定教育・保育施設は、正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んではならない。</p>	<p>第6条 特定教育・保育施設は、正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んではならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知に係る書面)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量その他の同令第6条各号に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>第9条から第12条まで 略 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、その者に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満であるもの</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この号において同じ。)であって、その者に係る教育・保育給付認定保護者(特定教育・保育給付認定保護者を除く。)及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満であるもの</p> <p>(ウ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、その者に係る特定教育・保育給付認定保護者及び当該特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満であるもの</p> <p>イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合における次に掲げる教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知に係る書面)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量その他の同令第6条各号に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>第9条から第12条まで 略 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、その者に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満であるもの</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この号において同じ。)であって、その者に係る教育・保育給付認定保護者(特定教育・保育給付認定保護者を除く。)及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満であるもの</p> <p>(ウ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、その者に係る特定教育・保育給付認定保護者及び当該特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満であるもの</p> <p>イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合における次に掲げる教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>第14条から第19条まで 略 (運営規程)</p>	<p>第14条から第19条まで 略 (運営規程)</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他施設の運営に関する重要事項</p>
<p>第21条から第25条まで 略</p>	<p>第21条から第25条まで 略</p>
<p>(秘密の保持等)</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定に基づき懲戒に関してその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(秘密の保持等)</p>
<p>第26条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>ればならない。 (情報の提供等)</p>	<p>ればならない。 (情報の提供等)</p>
<p>第27条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はこれらの職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はこれらの職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はこれらの職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 (苦情への対応等)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はこれらの職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 (苦情への対応等)</p>
<p>第29条 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第30条 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定に基づき市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定に基づき市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 (地域との連携等)</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 (地域との連携等)</p>
<p>第30条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流に努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第31条 特定教育・保育施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p>	<p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p>
<p>(3) 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子ども等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子ども等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)</p>
<p>第32条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計とその他の事</p>	<p>第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計とその他の事</p>

改正後	改正前
<p>業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備)</p>	<p>業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備)</p>
<p>第33条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定める要領又は指針に基づく特定教育・保育の提供に関する計画</p> <p>(2) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>第3節 特例施設型給付費の基準 (特別利用保育の基準)</p>	<p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定める要領又は指針に基づく特定教育・保育の提供に関する計画</p> <p>(2) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>第3節 特例施設型給付費の基準 (特別利用保育の基準)</p>
<p>第34条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合には、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例56号)で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準)</p>	<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合には、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例56号)で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準)</p>
<p>第35条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの</p>

改正後	改正前
<p>数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条 第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>
<p>第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準 第1節 利用定員の基準</p>	<p>第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準 第1節 利用定員の基準</p>
<p>第36条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年条例第34号)第28条の小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条の小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条の小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)にあつては1人とする。</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年条例第34号)第28条の小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条の小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条の小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)にあつては1人とする。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、1歳未満の小学校就学前子どもと1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、1歳未満の小学校就学前子どもと1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>第2節 運営の基準 (内容及び手続の説明並びに同意)</p>	<p>第2節 運営の基準 (内容及び手続の説明並びに同意)</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第41条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第45条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第42条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。(提供拒否の禁止等)</p>	<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第46条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。(提供拒否の禁止等)</p>
<p>第38条 特定地域型保育事業者は、正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んではならない。</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は、正当な理由がなく、教育・保育給付認定保護者からの利用の申込みを拒んではならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場</p>

改正後	改正前
<p>合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第41条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際し、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際し、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>3 事業所内保育事業であつて第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものを行う者は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>3 事業所内保育事業であつて第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものを行う者は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>
<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>	<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>
<p>第43条 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特定地域型保育に関する評価等)</p>	<p>第44条 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特定地域型保育に関する評価等)</p>
<p>第44条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定地域型保育の質の改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定地域型保育の質の改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第45条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第49条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第42条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第38条第2項の規定による選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項の規定による選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第46条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接</p>

改正後	改正前
<p>影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p>	<p>影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p>
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、当該年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第46条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、当該年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第48条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 保育所保育指針に基づく特定地域型保育の提供に関する計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(準用)</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 保育所保育指針に基づく特定地域型保育の提供に関する計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(準用)</p>
<p>第49条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費の基準 (特別利用地域型保育の基準)</p>	<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費の基準 (特別利用地域型保育の基準)</p>
<p>第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第51条第1項の規定に</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定に</p>

改正後	改正前
<p>より特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p>	<p>より特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「法第20条第1項及び第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p>
<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合には、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合には、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>
<p>第4章 雑則 (電磁的記録等)</p>	<p>第4章 雑則 (電磁的記録等)</p>
<p>第52条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</p>	<p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</p>
<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって</p>	<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により教育・保育給付認定保護者に対して記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>5 前3項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「による書面等の交付」とあるのは「による同意（以下この条において単に「同意」という。）のうち書面等によるもの」と、「の交付に代えて、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を」とあるのは「による同意に代えて、」と、「提供する」とあるのは「同意を得る」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同号中「交付する」とあるのは「受領する」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第5項において準用する前項各号」と、前項中「第2項の」とあるのは「次項において準用する第2項の」と、「に対して記載事項を提供しよう」とあるのは「から同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「次項において準用する第2項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和5年条例第13号抄）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により教育・保育給付認定保護者に対して記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>5 前3項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「による書面等の交付」とあるのは「による同意（以下この条において単に「同意」という。）のうち書面等によるもの」と、「の交付に代えて、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を」とあるのは「による同意に代えて、」と、「提供する」とあるのは「同意を得る」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同号中「交付する」とあるのは「受領する」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第5項において準用する前項各号」と、前項中「第2項の」とあるのは「次項において準用する第2項の」と、「に対して記載事項を提供しよう」とあるのは「から同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「次項において準用する第2項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条例第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条例第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条例第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部</p>	

改正後	改正前
<p>分を除く。)、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定(「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。)、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

【第7条】盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p>	<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p>
<p>改正 略 令和5年3月31日条例第13号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第6条まで 略 (安全計画の策定等)</p>	<p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第6条まで 略</p>
<p>第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所以外の場所での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	
<p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p>	
<p>第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所以外の場所での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 (放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p>
<p>第9条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (職員の知識及び技能の向上等)</p>	<p>第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (職員の知識及び技能の向上等)</p>
<p>第10条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (設備)</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (設備)</p>
<p>第11条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p>	<p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p>
<p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員の配置)</p>	<p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員の配置)</p>
<p>第12条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p>	<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p>
<p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>	<p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>
<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者</p>	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>	<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>
<p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>
<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（利用者の平等な取扱い）</p>	<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（利用者の平等な取扱い）</p>
<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p>	<p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p>
<p>第14条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p>	<p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p>	
<p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第16条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、放課後児童健全育成事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第17条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 開所している日及び時間</p> <p>(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>(5) 利用定員</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(帳簿の整備)</p>	<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 開所している日及び時間</p> <p>(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>(5) 利用定員</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(帳簿の整備)</p>
<p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。</p> <p>(秘密の保持等)</p>	<p>第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。</p> <p>(秘密の保持等)</p>
<p>第19条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応等)</p>	<p>第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応等)</p>
<p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(開所時間及び日数)</p>	<p>第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(開所時間及び日数)</p>
<p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p> <p>(保護者との連絡)</p>	<p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p> <p>(保護者との連絡)</p>
<p>第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の保護者と常に密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p>	<p>第19条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の保護者と常に密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p>
<p>第23条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p>	<p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p>
<p>第24条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償す</p>	<p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償す</p>

改正後	改正前
<p>べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (委任)</p>	<p>べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (委任)</p>
<p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。</p>
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合においては、当分の間、第11条第2項及び第12条第4項の規定は、適用しないことができる。</p>	<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合においては、当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合においては、同項の規定は、適用しない。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合においては、同項の規定は、適用しない。</p>
<p>4 施行日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。</p>	<p>4 施行日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（令和5年条例第13号抄）</p>	<p>附 則 略</p>
<p>（施行期日）</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条例第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条例第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条例第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条例第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。 （安全計画の策定等に係る経過措置）</p>	<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条例第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条例第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条例第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条例第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。 （安全計画の策定等に係る経過措置）</p>
<p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、第7条の規定による改正後の盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p>	<p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、第7条の規定による改正後の盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p>

【第8条】盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号</p>	<p>○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号</p>
<p>改正 <u>令和5年3月31日条例第13号</u> 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例</p>	<p>盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例</p>
<p>第1条から第3条まで 略 (職員の配置等)</p>	<p>第1条から第3条まで 略 (職員の配置等)</p>
<p>第4条 認定こども園には、1歳未満の子もおおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の子もおおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の子もおおむね20人につき1人以上、4歳以上の子どももおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>	<p>第4条 認定こども園には、1歳未満の子もおおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の子もおおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の子もおおむね20人につき1人以上、4歳以上の子どももおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>
<p>2 3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども(次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間について、3歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担任する職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下とする。</p>	<p>2 3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども(次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間について、3歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担任する職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下とする。</p>
<p>3 認定こども園には、認定こども園の長1人を置かなければならない。この場合において、第2条第2項第1号イに該当する幼稚園型認定こども園においては、当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園又は保育機能施設の長は、当該幼稚園型認定こども園の長を兼ねることができる。 (職員の資格)</p>	<p>3 認定こども園には、認定こども園の長1人を置かなければならない。この場合において、第2条第2項第1号イに該当する幼稚園型認定こども園においては、当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園又は保育機能施設の長は、当該幼稚園型認定こども園の長を兼ねることができる。 (職員の資格)</p>
<p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p>	<p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p>
<p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)又は幼稚園の助教諭の臨時免許状(同条第4項に規定する臨時免許状をいう。))をいう。以下この条において同じ。)及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者をもって充てることができる。</p>	<p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)又は幼稚園の助教諭の臨時免許状(同条第4項に規定する臨時免許状をいう。))をいう。以下この条において同じ。)及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者をもって充てることができる。</p>
<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2項の規定により学級に置かなければならない職員(以下この項において「学級担任」という。)は、幼稚園教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、幼稚園教員免許状を有する者を学級担任とすることが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしていると認められるものをもって充てることができる。</p>	<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2項の規定により学級に置かなければならない職員(以下この項において「学級担任」という。)は、幼稚園教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、幼稚園教員免許状を有する者を学級担任とすることが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしていると認められるものをもって充てることができる。</p>
<p>4 第2項ただし書の規定にかかわらず、3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力をしているものをもって充てることができる。</p>	<p>4 第2項ただし書の規定にかかわらず、3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力をしているものをもって充てることができる。</p>
<p>5 認定こども園の長は、認定こども園が教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮するよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。</p>	<p>5 認定こども園の長は、認定こども園が教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮するよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。</p>
<p>第6条 略 (教育及び保育の内容)</p>	<p>第6条 略 (教育及び保育の内容)</p>
<p>第7条 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づかなければならない。</p>	<p>第7条 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>認定子ども園の職員は、当該認定子ども園に入園している子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>	
<p>第8条から第10条まで 略 (管理運営等)</p>	<p>第8条から第10条まで 略 (管理運営等)</p>
<p>第11条 認定子ども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該保育を必要とする子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定子ども園の長が定めなければならない。</p>	<p>第11条 認定子ども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該保育を必要とする子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定子ども園の長が定めなければならない。</p>
<p>2 認定子ども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めなければならない。</p>	<p>2 認定子ども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めなければならない。</p>
<p>3 認定子ども園は、保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、情報の開示に努めなければならない。</p>	<p>3 認定子ども園は、保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、情報の開示に努めなければならない。</p>
<p>4 認定子ども園は、障害のある子どもその他の特別の配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、当該認定子ども園に入園する子どもを公正な方法で選考しなければならない。この場合においては、関係する地方公共団体との連携を図り、特別の配慮を要する子どもの受入れに支障を生じないよう適切な配慮をしなければならない。</p>	<p>4 認定子ども園は、障害のある子どもその他の特別の配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、当該認定子ども園に入園する子どもを公正な方法で選考しなければならない。この場合においては、関係する地方公共団体との連携を図り、特別の配慮を要する子どもの受入れに支障を生じないよう適切な配慮をしなければならない。</p>
<p>5 認定子ども園は、子どもの健康及び安全を確保するための体制並びに事故等が発生した場合の補償を行うための体制を整備しなければならない。</p>	<p>5 認定子ども園は、子どもの健康及び安全を確保するための体制並びに事故等が発生した場合の補償を行うための体制を整備しなければならない。</p>
<p>3 <u>認定子ども園は、子どもの通園、認定子ども園以外の場所における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p>	
<p>7 <u>認定子ども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの当該自動車からの降車の際に、当該装置を用いて子どもの所在の確認を行わなければならない。</u></p>	
<p>8 認定子ども園は、教育及び保育の内容等について、自ら又は第三者による子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。</p>	<p>6 認定子ども園は、教育及び保育の内容等について、自ら又は第三者による子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。</p>
<p>9 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。</p>	<p>7 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。</p>
<p>第12条 略 附 則</p>	<p>第12条 略 附 則</p>
<p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p>2 <u>第5条第1項の規定により置かななければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、入園している1歳未満の子ども数が4人未満である認定子ども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>前項の場合において、当該看護師等の数は、第4条第1項の規定により置かななければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	
<p>附 則（令和5年条例第13号抄） (施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条</p>	

改正後	改正前
<p>第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。）、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定（「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定（「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）</u></p> <p>7 施行日から令和6年3月31日までの間、第8条の規定による改正後の盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園は、同条例第11条第7項に規定する自動車に同項に規定する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。</p>	

【第9条】盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p>令和2年3月26日条例第16号</p>	<p>令和2年3月26日条例第16号</p>
<p>改正 略</p>	<p>改正 略</p>
<p>令和5年3月31日条例第13号</p>	
<p>盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p>目次及び第1条から第5条まで 略</p>	<p>目次及び第1条から第5条まで 略</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>	<p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>
<p>ア 障害児の数が10人以下 2人以上</p>	<p>ア 障害児の数が10人以下 2人以上</p>
<p>イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）1人以上</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸の管理、喀痰（かくたん）吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸の管理、喀痰（かくたん）吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p>	<p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p>
<p>(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>	<p>(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>
<p>(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>	<p>(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>
<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定児童発達支援の単</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定児童発達支援の単</p>

改正後	改正前
<p>位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>	<p>位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）第2条第2項第3号に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者をこれらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）第2条第2項第3号に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者をこれらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
<p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数 ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 イ 児童指導員 1人以上 ウ 保育士 1人以上 (3) 栄養士 1人以上 (4) 調理員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数 ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 イ 児童指導員 1人以上 ウ 保育士 1人以上 (3) 栄養士 1人以上 (4) 調理員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>
<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、</p>	<p>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、</p>

改正後	改正前
<p>第3号に掲げる看護職員を除く。)とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<p>第3号に掲げる看護職員を除く。)とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>
<p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 当該機能訓練を行うために必要な数 (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 当該医療的ケアを行うために必要な数</p>	<p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 当該機能訓練を行うために必要な数 (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 当該医療的ケアを行うために必要な数</p>
<p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>
<p>(1) 看護職員 1人以上 (2) 機能訓練担当職員 1人以上</p>	<p>(1) 看護職員 1人以上 (2) 機能訓練担当職員 1人以上</p>
<p>6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
<p>9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者をこれらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>第8条から第41条まで 略</p>
<p>第8条から第41条まで 略 (安全計画の策定等)</p>	<p>第8条から第41条まで 略</p>
<p>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所以外の場所での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所以外の場所での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>
<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>
<p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p>	<p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p>
<p>第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所以外の場所での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p>	<p>第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所以外の場所での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際に、当該装置を用いて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際に、当該装置を用いて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p>
<p>第42条から第46条まで 略</p>	<p>第42条から第46条まで 略 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>

改正後	改正前
<p>第47条 削除</p> <p>第48条から第59条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 障害児の数が10人以下 2人以上 イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者をこれらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第61条及び第62条 略 (準用)</p> <p>第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第64条から第67条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員 1人以上</p> <p>(3) 保育士 1人以上</p> <p>(4) 看護職員 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者をこれらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第69条から第96条まで 略 (準用)</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項</u>、第42条から第46条</p>	<p>第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第48条から第59条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 障害児の数が10人以下 2人以上 イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>第61条及び第62条 略 (準用)</p> <p>第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条</u>並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第64条から第67条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員 1人以上</p> <p>(3) 保育士 1人以上</p> <p>(4) 看護職員 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第69条から第96条まで 略 (準用)</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項</u>、第42条から第46条</p>

改正後	改正前
<p>まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第98条から第101条まで 略 (準用)</p>	<p>第98条から第101条まで 略 (準用)</p>
<p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、<u>第52条第1項</u>、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第42条</u>、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第103条から第107条まで 略</p>	<p>第103条から第107条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則 (令和5年条例第13号抄)</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第5条中盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第14条の改正規定、第6条のうち盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第26条を削り、同条例第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる改正規定、同条例第34条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第33条とする改正規定、同条例第2章第3節中第35条を同条例第34条とする改正規定、同条例第36条を同条例第35条とする改正規定、同条例第3章第1節中第37条を同条例第36条とする改正規定、同条例第38条の改正規定、同条例第3章第2節中同条を同条例第37条とする改正規定、同条例第39条第4項の改正規定、同条を同条例第38条とする改正規定、同条例第40条を同条例第39条とし、同条例第41条を同条例第40条とする改正規定、同条例第42条第1項第3号及び同条第3項の改正規定、同条を同条例第41条とする改正規定、同条例第43条を同条例第42条とし、同条例第44条を同条例第43条とし、同条例第45条を同条例第44条とする改正規定、同条例第46条の改正規定、同条例第5号及び第7号の改正規定、同条を同条例第45条とする改正規定、同条例第47条を同条例第46条とし、同条例第48条を同条例第47条とする改正規定、同条例第49条第2項第4号及び第5号の改正規定、同条を同条例第48条とする改正規定、同条例第50条の改正規定、同条を同条例第49条とする改正規定、同条例第51条第2項の改正規定(「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める部分を除く。)、同条例第3章第3節中同条を同条例第50条とする改正規定、同条例第52条第2項の改正規定(「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める部分に限る。)、同条を同条例第51条とする改正規定並びに同条例第4章中第53条を同条例第52条とする改正規定並びに第9条中盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。 (安全計画の策定等に係る経過措置)</p>	
<p>1 施行日から令和6年3月31日までの間、第9条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第41条の2(第59条、</p>	

改正後	改正前
<p>第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定通所支援基準条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p>	
<p>(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p>	
<p>8 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第1条の指定障害児通所支援事業者(新指定通所支援基準条例第91条第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び新指定通所支援基準条例第99条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者を除く。)は、新指定通所支援基準条例第41条の3第2項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。)に規定する自動車に同項に規定する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p>	